

【やっけん NEO】登録販売者 試験対策講座 テキスト
[第2版]から[第3版]への変更点

訂正箇所	第2版	第3版	理由
99 ページ 3－12. 高コレステロール改善薬	(新規追加)	<p>【脂質異常症の診断基準】</p> <p>以下のいずれかの場合に診断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ LDL: 140mg/dL 以上 ✓ HDL: 40mg/dL 未満 ✓ 中性脂肪: 空腹時 150mg/dL 以上 	令和7年の手引き改訂箇所
153 ページ 生薬一覧表 胃の薬	科名: イボタガキ 科	科名: イタボガキ科	誤字・脱字
210 ページ 別表4－3	ベニボシド酸	ゲニボシド酸	令和7年の手引き改訂箇所
212 ページ 4－8. 保健機能食品等の食品	(新規追加)	<p><健康被害の再発防止に向けた食品表示基準の改正></p> <p>●機能性表示食品は、令和6年3月に発生した紅麹関連製品による健康被害を受けて、以下のような食品表示基準の改正が令和6年8月に行われ、同年9月より施行されている</p> <p>①健康被害に関する情報の収集と提供</p> <p>事業者(届出者)は、健康被害と疑われる情報を収集し、健康被害と疑われる情報(医師が診断したもの)を把握した場合は、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等に情報を提供する</p> <p>②製品の品質の確保</p> <p>製造工程管理による製品の品質の確保を徹底する観点から、機能性表示を行う天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品については GMP(※)に基づく製造管理を行う</p> <p>※GMP: 「Good Manufacturing Practice」の略称。「製造管理および品質管理の基準」のこと</p> <p>●特定保健用食品も、「特定保健用食品の表示許可等について」(次長通知)において、健康被害(医師の診断を受け、当該症状が当該食品に起因する又はその疑いがあると診断されたもの)に関する情報を収集し、その発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に速やかに提供するとともに、当該情報について消費者庁長官に提供する体制が整っていることを許可等の要件とした</p>	令和7年の手引き改訂箇所
267 ページ 5－4. 医薬品副作用被害救済制度 「2. 救済給付の支給対象範囲」の図	殺虫剤・殺鼠剤	殺虫剤・殺鼠剤(人体に直接使用するものを除く)	令和7年の手引き改訂箇所

以上